

第15回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和7年8月29日（金）
午前9時23分から午前11時9分
- 2 場 所・・・市役所別館2階会議室4
- 3 出席委員・・・農業委員 16名
農地利用最適化推進委員 11名
- 4 欠席委員・・・田端委員・歌津委員・池田委員・日高委員・加藤委員
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の許可申請について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画について
議案第5号 非農地証明願について
議案第6号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第7号 地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の変更に係る意見について
- 6 農業委員会事務局 高妻局長・田中次長・野上・藏富・南崎

7 会議の内容

時間	発言者	発言内容
9:23	議 長	皆さん、おはようございます。時間となりましたので、ただ今から第15回日南市農業委員会総会を開会いたします。 3番、田端委員、5番、歌津委員、16番、池田委員、細田・大窪地区農地利用最適化推進員、日高委員、南郷地区農地利用最適化推進委員、加藤委員より欠席届が提出されております。 ただ今の出席農業委員は16名、農地利用最適化推進委員は11名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に11番の高橋悟委員、12番の山本博己委員の両名を指名します。 次に、本日の日程につきまして、事務局より説明をお願いします。

	事務局	おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後全体審査を受け、採決ののち、閉会したいと思います。
	議 長	お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	異議がないようですので、原案どおりの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。 議案第1号から議案第7号について一括上程し、議題とさせていただきます。ここで、提案理由を事務局より説明をお願いします。
	事務局	提案理由説明の前に議案の修正をお願いしたいと思います。総会資料の6ページ、受付番号13番の地番3256を削除、下の地番3327-1の借賃10aあたり「2,634円」を「3,990円」、総額「6,600円」を「10,000円」に訂正をお願いいたします。それに伴いまして、総会資料4ページ、議案第4号、農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定の期間別面積について修正をお願いいたします。まず、期間10年以上の畑の面積と下の合計面積「3,798㎡」を「2,506㎡」、期間10年以上の畑の合計面積「26,316㎡」を「25,024㎡」、下の合計面積「28,719㎡」を「27,427㎡」、期間10年以上の畑の筆数「15筆」を「14筆」、合計筆数「17筆」を「16筆」に訂正をお願いいたします。 それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 まず、総会資料1ページです。議案第1号、農地法第3条の許可申請につきまして、農業委員会に対し申請のありました6件について、当農業委員会として許可すべきか、否かをご審議いただきますよう提案いたします。申請の内容につきましては、所有権移転が6件で、受付番号1番、4番、5番、6番は、経営規模拡大のため、受付番号2番、3番は、経営移譲のためとなっております。 次に、総会資料2ページです。議案第2号、農地法第4条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました3件について意見を付さなければなりませんので、ご審議いただきますよう提案いたします。申請内容につきましては、受付番号1番、2番は、駐車場用地のため、受付番号3番は、植林のためとなっております。

	事務局	次に、総会資料3ページです。議案第3号、農地法第5条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました8件について意見を付さなければなりませんので、ご審議いただきますよう提案いたします。申請の内容につきましては、所有権移転が8件で、受付番号1番、4番、8番は、植林のため、受付番号2番、3番は、一般個人住宅用地のため、受付番号5番、6番は、駐車場用地のため、受付番号7番は、道路用地のためとなっております。 次に、総会資料4ページから7ページです。議案第4号、農用地利用集積等促進計画につきまして、利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農業委員会の意見を聴く必要がありますので、ご審議いただきますよう提案いたします。申請の内容につきましては、中間管理権設定が14件、所有権移転が1件となっております。 次に、総会資料8ページです。議案第5号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき、証明願のありました2件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、ご審議いただきますよう提案いたします。受付番号1番、2番は、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として、使用することが困難なため、非農地として証明するものであります。 次に、総会資料9ページ、10ページです。議案第6号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、日南市長から、当農業委員会の意見を求められていますので、10件についてご審議していただきますよう提案いたします。内容については、農用地区域からの除外が10件となっております。詳細については、審議いただく前に農政課の担当者が説明いたします。 次に、総会資料11ページです。議案第7号、地域計画の変更に係る意見について、日南市長から当農業委員会の意見を求められていますので、ご審議していただきますよう提案いたします。詳細については、ご審議いただく前に農政課の担当者が説明いたします。 提案理由の説明は以上となります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
	議 長	ただ今、説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を、事務局より説明をお願いします。
	事務局	地区別審査会場の説明をいたします。東郷・鵜戸地区と南郷地区が、会議室5、吾田・油津地区と飢肥・酒谷地区が、別館

10:10	事務局	1階会議室2、細田・大窪地区、北郷地区は、別館1階会議室3になります。以上の会場でお願いいたします。
	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は、午前10時10分をめぐり終了させ、本会場にお集まりください。それではお願いいたします。
		地 区 別 審 査 （各会場にて）
	議 長	それでは、地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。 議案第1号、農地法第3条の許可申請について、6件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告をお願いします。
	稲 山	17番、稲山です。受付番号1番について説明します。8月24日、譲受人立合いのもと現地調査を行いました。申請地は日南振徳高校より北へ2kmくらい入った荒平地区です。以前は杉が植えてありましたが、現地は、伐採されて作物が作れるようになっていました。譲受人は日向夏みかんを栽培することです。譲渡人は、農作業の経験がないので管理ができないということで、問題ないと判断しました。よろしくお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号2番、3番について、担当委員より報告をお願いします。
	神 原	飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の神原です。受付番号2番、3番については申請者が同一のため、まとめて説明します。8月26日に譲受人に電話確認の後、現地調査を行いました。両案件ともに申請地は酒谷地区小布瀬で、国道222号線を都城方面へ進み、小布瀬の滝付近のあじさいロードを左折し、約1km進んだ集落に位置します。受付番号2番は、約200㎡の田、受付番号3番は、計3枚の1600㎡の田んぼです。申請理由は譲渡人が高齢により農地を孫に譲渡したいということです。孫である譲受人は認定農業者であり、安定した農業経営を続ける意向を示しており機械・設備は整っております。また現在は、収穫前の稲が植わっており、適正に管理されており問題はないと判断しました。申請許可は妥当であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号4番について、担当委員より報告願います。
	井上(友)	2番、井上です。受付番号4番について説明します。譲渡人は確認が取れまして、譲受人に連絡しますが宮崎市内在住で来

井上(友)	られないため、8月25日に代理人と現地確認をしました。申請地は、南平のドラックストアから飢肥に向けて200mくらい向かって川を挟んだ右側の水田です。先月の案件の隣の水田になります。規模拡大になります。また譲受人は来年度から早期米を作付けします。よろしくお願いしますとのことです。問題ないと思います。ご審議をよろしくお願いします。
議 長	続きまして、受付番号5番について、担当委員より報告願います。
作 本	8番、作本です。受付番号5番について説明します。譲渡人が広島在住ということで、8月25日に電話連絡を取り、譲受人と現地確認しました。譲渡人は財産処分をしたく酒谷の知人に相談をして譲受人に頼み込んで今回の売買に至ったそうです。譲受人は益安在住ですが、出身地の下塚田で金柑と水稻を栽培されています。申請地は、細田の下塚田の県道3号線と県道54号線の交差点から大窪方面に300m行った所から右に降りた所の飼料作物が植えてある2筆と、交差点下の1筆、東側の飼料作物が植えてある1筆です。3筆については譲渡人の母が生前近くの方に管理を委託されていて、1筆については耕作放棄の状況でした。耕作放棄地については、耕作放棄地解消後に整地して、整地したら受けるという条件で今回の売買にいたしました。問題はないと判断します。ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	続きまして、受付番号6番についてですが、作本委員につきましては、ご本人に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により退席をお願いいたします。 それでは、受付番号6番について、担当委員より報告願います。
杉 本	10番、杉本です。受付番号6番について説明します。8月28日に現地確認と8月25日に聞き取り調査をいたしました。申請地は、細田の下塚田で6部の消防詰所の裏手、北側の方に直線で約700mの山の中腹にあり、譲受人のレモンの樹園地の一角、38㎡です。譲渡人は、親が高齢のため財産整理をされていて、管理ができないため今回の申請になったとのことです。譲受人も今回の申請で自分の樹園地内に他人の農地がある事を知らずに、今回の規模拡大となったものです。譲受人が今まで管理をされていたため、今後も継続していきたいとのことでした。許可は妥当と判断いたしました。以上です。
議 長	ただ今の報告について、質疑はありませんか。
全委員	ありません。

10:18	議 長	では、議案第1号、受付番号6番について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第1号、受付番号6番は許可することに決定しました。ここで、作本委員の退席を解きます。 それでは、受付番号1番から5番までの報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、受付番号6番を除く、議案第1号について許可することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、受付番号6番を除く、議案第1号は許可することに決定しました。 次に議案第2号、農地法第4条の許可申請について、3件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	山 元	吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の山元です。受付番号1番について説明します。調査を8月23日に行いました。申請人は高齢のため立ち会うことができませんでしたので、電話で確認を取っております。申請地は、吾田東小学校の斜め前になります。昭和59年から畑として露地栽培をしておりましたが、令和2年に夫が亡くなり1人では管理ができなくなり、休耕としていました。しかし令和4年に駐車場として貸してほしいという申し出があり、転用許可も取らずに駐車場として貸していました。これについては始末書が添付されております。周りは住宅に囲まれ影響を与える農地はありません。土砂の流出防止策をとり、被害が生じないように万全を期します。雨水は側溝に流します。特段、問題はないと判断します。よろしくお願いたします。
	議 長	続きまして、受付番号2番、3番について、担当委員より報告願います。
	杉 本	10番、杉本です。受付番号2番、3番について説明します。両方とも8月27日に申請人立合いのもと現地確認と聞き取り調査を行いました。初めに受付番号2番について申請地は細田の萩之嶺、東下中地区にあるガソリンスタンドの東側隣になります。平成30年4月に相続をしましたが、すでに駐車場

10:22	杉 本	として使用されており、令和7年7月に所有不動産を確認した所、農地であることが判明して今回の申請となったとのこととです。現状のまま駐車場として管理・利用していきたいとのこととです。始末書も添付されております。特に問題はなく許可は妥当と判断しました。 続きまして受付番号3番について説明します。申請地は、建設会社のガソリンスタンドから大窪方面へ300mほど進みますと建設会社の資材置場があり、その北側、すぐ隣とそのガソリンスタンドから西側を見て直線で100mほどの丘の上の住宅の裏側になります。平成30年4月に相続しましたが、すでに植林されており令和7年7月に所有不動産の確認をした所、農地であることが分かりました。現状のまま山林として管理していきたいとの事で今回の申請となりました。特に2件とも問題はなく許可は妥当と判断しました。以上です。
	議 長	ただ今の各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	議案第2号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第2号は、許可相当とすることに決定しました。 次に議案第3号、農地法第5条の許可申請について、8件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	神 原	飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の神原です。受付番号1番について説明します。8月26日に申請者に電話確認の後、現地調査を行いました。申請地は道の駅酒谷から棚田へ向かう途中にある坂元公民館から西側の農道を1kmほど進んだ先に位置します。申請されているのは、隣接した4筆、約計1300㎡の田です。昭和50年頃までは芋などが栽培されていたようですが、周囲の山林化に伴い生産性が低下し山林化したとのこととです。今回の所有権移転に際し、無断転用が発覚しました。譲渡人からは始末書が添付されています。また譲受人からは造林計画が提出されています。周囲に農地はなく農地利用は困難な土地です。転用許可は妥当であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願います。

	山 元	吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の山元です。受付番号2番について説明します。調査を8月23日に譲受人立合いのもとに行いました。申請地は、吾田東小学校から住宅を1区画越した正面になります。現在、譲受人は賃貸住宅に住んでいますが、将来の安定した居住生活のために住宅を建設します。建設用地は289㎡ですが、右側は境界に沿って34㎡の農地が残っており今回の申請となりました。里道しかない道路を拡張するための代替え用地として34㎡がそのまま農地として残ったようです。申請地の右側境界は農地ですが、L型ブロックで囲い、土砂の流出の心配はありません。生活排水・汚水は市の下水道に流します。雨水は側溝に流します。特段、問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
	議 長	続きまして、受付番号3番、4番について、担当委員より報告願います。
	平 方	東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。歌津委員が欠席のため私が代わって説明いたします。まず受付番号3番を説明します。現地調査は、8月26日に本人立合いのもとに行いました。申請地は、国道220号線の風田の障害養護社施設前から山側に100mぐらい行き、交差点を左に50mぐらいの左側のところです。譲受人は現在、アパート住んでおり、4人家族で手狭なので、申請地を購入し住宅用地として転用するそうです。隣接地とはブロック塀で囲い被害が発生しないようにし、雨水は道路側の側溝に流し、汚水・雑排等は合併浄化槽で処理したうえでストックし排出するそうです。申請地の北側1kmのところで、家族経営のお店で使用するトラック等を駐車することもあるそうです。譲渡人は宮崎市在住なので、電話にて確認しました。今後、使用することはないので譲受人の要望で手放すこととなったそうです。問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 続きまして受付番号4番について説明します。現地調査は、同じく8月26日に本人立合いのもとに行いました。申請地は、国道220号線、病院前の押しボタン式信号から山側にかなり行った所に炭火焼きの飲食店がありますが、そのお店の左側です。申請地の北側と東側は山林に接し、西側は山林と宅地、南側は耕作放棄地で管理をしているため申請地への植林への事業を計画したそうです。譲渡人は埼玉県在住、4人で共有名義ですが、電話にて確認いたしました。間違いのないこととあります。始末書も4人分、提出されています。問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長	続きまして、受付番号5番について、担当委員より報告願います。

	谷 口	15番、谷口です。受付番号5番について説明します。8月26日に譲渡人に電話で確認し、譲受人立合いのもと調査いたしました。申請地は、細田地区内の大堂津で大堂津駅より北西へ600m行くと大宝山円心寺があり、真向かいの住宅街の一角の農地です。申請地は、地目は畑になっていますが現状、雑種地であり隣に住まわれている譲受人が購入し駐車場にしたいということです。譲渡人は県外在住のため、管理ができず譲受人とは別の人に長年、自家用車の駐車場として貸出していて、砂利等をひいて無断転用をしていたそうです。周りは住宅街のため農地はありません。雨水は現状同様に道路沿い側溝に排出するそうです。始末書も添付されており、特に問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号6番から8番について担当委員より報告願います。
	杉 本	10番、杉本です。受付番号6番から8番について説明します。3件とも8月27日に譲受人立合いのもと現地確認、聞き取り調査を行いました。まず受付番号6番について、申請地は萩之嶺、東下中地区にあるガソリンスタンドの東側横になります。譲渡人は昭和60年8月に相続いたしました。すでに造成してありました。譲受人に令和7年7月に土地の贈与の話があり、農地であることが分かり、今回の申請となったとのことでした。今後も駐車場として利用していきたいとのことでした。 続きまして7番について説明します。申請地は萩之嶺、東下中地区にあるガソリンスタンドから大窪方面へ300mほど進みますと建設会社の資材置場があり、その手前、10mほどに県道の道路敷の下に農地があります。譲渡人は昭和60年8月に相続しましたが、すでに道路ができており、譲受人に令和7年7月に土地の贈与の話があり、農地であることが判明しました。今後も道路敷として利用するため、転用申請を行いたいということで今回の申請となりました。 続きまして受付番号8番について説明します。申請地は先ほどの建設会社の資材置場のすぐ後ろの裏山になります。譲渡人は昭和60年8月に相続しましたが、すでに植林されており譲受人が令和7年7月に土地の贈与の話があり、農地であることが判明したため今回の申請となりました。3件とも特に問題はなく、許可は妥当と判断しました。3件とも始末書が添付されております。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。

10:32	議 長	議案第3号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第3号は許可相当とすることに決定しました。 次に議案第4号、農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定について、14件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番から5番について、担当委員より報告願います。
	三 賢	飢肥・酒谷地区農地利利用最適化推進委員の三賢です。8月22日に現地調査を行っております。受付番号1番の申請地は広域農道と永吉交差点より吉野方の西ノ村地区に1kmくらい行った田園地帯の道路の左側にあります。 続きまして、受付番号2番、3番について説明します。受付番号2番と3番は同じ路線になります。8月22日に現地確認し、申請地は永吉交差点より倉掛地区に入って500mくらい行ったところの川向の耕地整備された8反くらいある田んぼの中の一部です。受付番号3番は同じ路線の1.3kmくらい行ったところの左側の1枚になります。 続きまして受付番号4番は8月22日に確認し、受付番号4番と5番は隣接しています。申請地は元の吉野方小学校より徳ノ峰地区へ1.5km奥の方へ行った所の左手、川向の人家の下の2枚です。これは中間管理機構で5件とも耕地整備された圃場の案件ですので、何ら問題ないと思います。よろしく願います。
	議 長	続きまして、受付番号6番から10番について、担当委員より報告願います。
	平 方	東郷・鵜戸地区農地利利用最適化推進委員の平方です。受付番号6番から8番は、貸付者及び借受予定者が同じですのでまとめて説明いたします。申請地は大字松永、松中です。8月23日、貸付者の娘さんに確認いたしました。貸付者は2年前まで耕作をしていましたが、病気を患い一昨年から個人間で耕作管理をお願いしていましたが、今回、中間管理機構の契約に変えました。農地利利用集積等促進計画の地権者から機構、受け手の申請であります。特に問題はないと思いますが、ご審議のほどよろしく願います。 続いて受付番号9番について説明いたします。申請地は益安交差点を過ぎて100mぐらい北郷方面に進みますと、自動車整備工場の横の道を左折し、山間部のもとへ約2km右手に向かうと通称、益安池というのがありますが、その手前の田んぼの1枚です。8月23日に現在の借手に対し、調査確認をいたし

平 方	ました。この件も今年まで個人間で耕作を依頼していましたが今回、中間管理機構の契約に変えました。農地利用集積等促進計画の地権者から機構、受け手の申請です。特に問題はないと思います。 続きまして、受付番号10番は歌津委員ですが、休みなので私が代わって説明いたします。現地調査は8月23日に行いました。申請地は平山の駒宮神社の左側の山手の方になります。主人が亡くなったため1人ではできないので今回、中間管理機構にお願いするとのことです。中間管理機構の案件なので、問題はないと思いますが、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	続きまして、受付番号11番、12番について、担当委員より報告願います。
作 本	8番、作本です。受付番号11番と12番は隣接していて、申請人が同一ですので一緒に説明します。申請人は日向在住ということで、8月24日に電話連絡後、現地確認しました。申請地は細田の下塚田にある公民館から左側に水田地帯が広がっており、その中央の農道を200mくらい行った所の右側の2筆です。11番について、賃料0というのは11番と12番の水利管理費と相殺で0という設定です。中間管理設定ですので問題ない案件だと思います。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議 長	続きまして、受付番号13番について、担当委員より報告願います。
井上(英)	細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の井上です。受付番号13番について説明します。8月24日、借受予定者人、貸人とともに現地確認を行いました。申請地は大窪小学校から塚田方面へ約1km行き、左に曲がり、約300m行った場所にある栽培管理された柑橘園です。借受予定人は貸人のもとで約13年間、従業員として働いております。貸人は高齢になり計画的に規模縮小されるそうです。その際は、借受予定人をお願いするとのことでした。問題はないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	続きまして、受付番号14番について、担当委員より報告願います。
高 崎	北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎です。受付番号14番について説明します。申請地は、北郷地区の黒山、旧黒山公民館先の十字路を右に150m程度下った道路の右脇の2筆になります。8月26日、現地確認いたしました。当該申請地は、これまで耕作放棄地の状態でございました。借受予定人が借受けることを前提に、原状復帰したものでございます。中間

高 崎	管理機構の案件でございますので問題ないと理解します。ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	ただ今各担当委員から報告がありましたが、質疑はありませんか。
谷 元	1番、谷元です。受付番号14番ですが、高崎委員から話があったように、北郷の農地パトロールの時に相談を受けたものです。以前から長年にわたっての荒廃地ということであって、6年くらい前に北郷の農業委員で伐採の関係、草刈り等をやったことがあります。それ以来ずっと、こういった状況だったわけですが、原状、耕作ができるような状況にされたのは、使用貸借される方が耕作できるようにやられたということで、本人そのもの自体、借人はその時は何もしてなかったということです。そういった状況の中で、パトロールした後に農業委員会事務局の方にもご相談等なり、何かがあったと思います。それで高崎委員の話を聞いてみたら、市役所の農業委員会事務局からこの貸人に説明をされたということを聞いたわけでございますが、どのような説明をされたのか聞かせて下さい。
事務局	農地パトロールに行かれた後に、解消された方である借受予定人が正式に契約に来られました。その際に耕作放棄地を解消したので事業は何かないかとご相談を受けましたが、もうすでに解消し、綺麗になった後でのご相談であったので、荒れた状態で公社が確認をして、使用貸借で10年契約ですということであれば、10aあたり最大43000円の補助がありますというお話はしましたが、すでに解消後、事後だったので、この事業については使うことができませんというところでお話しをしたところです。
谷 元	いわゆる事業や今後の事業について、農業委員会だより、あるいは市の広報誌にそういう事業については流してもらうということをされた方がいいのではないかなと思います。この方も以前から農業委員のパトロールに行って貸付者とも会ってから、先に言ったような農業委員が伐採をしたというのを見ておられ、耕作をする気はなかったと。今回は借受人の後継者、息子さんが帰ってこられてされるということです。そういったことを考えた時に、事業の内容とか我々も誰がどうされるか分かりませんので、農協だより、広報とか出していただきたいという要望です。
議 長	耕作放棄地解消事業のみならず、我々、委員活動にとって必要な事業については、今後ともこういうような農業委員会の総会の場での情報提供なり、広報誌等を通じてPRしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。 ほかに質問はございませんでしょうか。

10:47	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第4号、農用地利用集積等促進計画、中間管理権について、同意される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第4号、農用地利用集積等促進計画における中間管理権設定は同意することに決定しました。 次に、農用地利用集積等、促進計画所有権移転について、1件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	酒 井	13番、酒井です。受付番号1番について説明します。8月25日に譲渡人に電話で確認し、同日、譲受予定人と現地を調査しました。申請地は、大窪小学校より県道3号線を塚田方面に1.5km行って右折し、農道を500mのところです。4筆ありますが隣接している畑です。譲受予定人は、地域計画に位置付けられた担い手であり、柑橘類を栽培する認定農業者です。今回、取得予定の農地は、農振農用地であり、耕作地との団地化要件、基準面積の要件等を全て満たしております。今後は、レモンとライムを作付けされる予定だそうです。中間管理事業による所有権移転であり、特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。
	議 長	ただ今、担当委員から報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第4号、農用地利用集積等促進計画、所有権移転について同意される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第4号、農用地利用集積等促進計画、所有権移転は同意することに決定しました。 次に、議案第5号、非農地証明願について、2件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	三 賢	飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号1番について説明します。8月22日に現地調査しています。申請地は元の吉野方小学校より徳之峯地区を通り抜けて大

10:50	三 賢	平地区に入ること1 kmより400m～500mくらい間の谷川沿いの川の手前、田んぼで急傾斜地であり、川の向こうにも何筆かございます。市道より田んぼまでの落差が5m～10mあるところで、農機具を入れる道もないところです。鳥獣害等の被害があり、数十年前に耕作放棄地になっております。川の向こうも申請地の手前の農地も杉が植えられたり、耕作放棄地になっており全体的に山林化しております。そのようなことで、非農地として認めてもいいのではないかと考えます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願います。
	南	吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の南です。受付番号2番について説明します。申請地は隈谷地区の県道436号線を日南方面へ向かい、日南クリーンセンターから400mほど手前の左側になります。8月23日、現地調査をしました。周りは雑木で囲まれ、日当たりも悪く、水も確保できない状況でした。非農地判断基準4に該当すると判断しました。所有者には8月26日に、電話で確認をしております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第5号について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第5号は承認することに決定しました。 次に、議案第6号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について農政課より説明をお願いします。
	農政課	農政課の宇都です。よろしくお願いいたします。資料の9ページ、議案第6号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてご説明させていただきます。本日は、10件の農振除外案件について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。なお事前に担当地区の委員及び県の担当者、農業委員会事務局の担当者と現地確認を行い、変更内容については事前協議済みです。案件につきましては資料に記載のとおりで、除外案件が10件ございます。そのうち9件が植林となっております。この中で特別、付すべきところといたしましては、受付番号7番、隈谷

	農政課	字西浦甲外9筆となっておりますが、こちら生コンクリート工場の整備のための除外案件となっております。こちらは、下方の法の瀬橋から南郷方面に県道日南南郷線を約1km進んだところの左手に既存の工場があります。この工場が高速道路の建設用地にあたるということで、国の方から移転をしてくれということで現在、調整をしているということでございました。大型車両の出入りがあるということで、国道や県道沿いの用地を検討した結果、今回の土地での整備の計画となっております。土地所有者との合意もとれておりまして、また周辺への排水対策もきちんと計画するということを伺っておりますので、現場確認を踏まえて農振除外については問題ないと判断しているところでございます。これらの10件の除外案件につきましては、法律の除外要件を満たしており、問題ないと判断しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長	それでは、10件の審議をお願いします。 まず、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	山口(光)	7番、山口です。受付番号1番について説明します。7月22日に農政課の宇都さんと現状確認をしております。また所有者2名及び事業計画者にも連絡して確認を取りました。申請地は国道222号線と広域農道が交差する山之口橋交差点から上限谷へ向かう、ふるさと農道を2km走ると頂上の三差路に着き、そこを右に曲がって坂道を500m走ると道路沿いにある古い倉庫から東側、大堂津側を見下ろした周辺の一角となります。当該地は20筆の約9000㎡になり、山間部に位置していますが以前は、ミカン、金柑等の植樹がされていましたが、所有者が高齢になり後継者もおらず、耕作することができなくなったとのことです。現状は山林化しています。また当該地は農振農用地の周辺に位置しておりますが、周辺も山林化しており影響を及ぼす農地はありません。事業計画者の隣接地で植林事業等を行っているので、山林として適正な管理をしていくとのことでした。農用地区域外の除外は妥当と判断いたしました。ご審議のほどお願いいたします。
	議 長	続きまして、受付番号2番、3番について、担当委員より報告願います。
	三 賢	飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号2番、3番について説明します。8月22日、現地を確認しております。申請地は、広域農道と国道の交差点、山之口交差点より広域農道を吉野方の方へ400mくらい行ったところから左上、大地になっていますが左の方へ200mくらい行った左上の台地で一帯が杉、雑木、竹等の荒廃地になっております。現地は道路の左側になっており、その脇は急傾斜地の山

	三 賢	林、杉山になっております。除外は妥当だと判断いたしました。 受付番号3番について、これも8月22日に確認をしております。これは県道飢肥より西の方、吉野方の方へ1kmくらい行った広域農道との交差点、永吉交差点を北郷の方に抜けて2.5kmくらい行った右の尾根伝いに市道が吉野方の永吉地区に抜けており、その尾根伝いの道を550mくらい行ったところの右になります。右側は吉野方地区、左側は板敷地区というところでは急峻な急傾斜地で山林に囲まれており、鳥獣害等の被害が出て農業ができるような所ではございません。よって農振除外は妥当と判断いたしました。よろしくお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号4番について、担当委員より報告願います。
	山 本	12番、山本です。受付番号4番を説明します。7月22日、農政課職員と現地調査しました。申請地は日南市クリーンセンターの南側の山の一角です。周囲は、申請者の木材会社の伐採後で耕作地はありません。今後、農地として耕作するには困難と判断しました。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号5番について、担当委員より報告願います。
	井上(友)	2番、井上です。受付番号5番について説明します。先月、県と市、所有者の息子さんと現地確認をしました。申請地は、飢肥に向けて給食センター入口手前を左の小さな橋を渡ってすぐ右に曲がり、100mくらい進んだ左側のところになります。現在は林業業者が伐採中でした。周囲は杉に囲まれて日当たりが悪いところですが、また果樹園で管理されていましたが、良い品物ができなかったようです。今後は杉を植林して山林として管理されるそうです。除外は妥当と思います。ご審議の方、よろしくお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号6番、7番について、担当委員より報告願います。
	南	吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の南です。受付番号6番・7番について説明します。7月22日、農政課職員、農林振興局2名、農業委員会職員と現地調査、確認をしました。受付番号6番は上隈谷地区で、上隈谷公民館から酒谷方面に行ったバス停から500mくらい行くと左側に空き地があり、その奥の雑木地になります。所有者は相続により、24年前に気づいておりましたが後継者もおらず、耕作することができないため、周辺で植林事業を行っている事業者が一帯的に山林とし

	南	て管理していくとのこと。変更は妥当と判断しました。ご審議のほど、よろしくお願いします。 次に受付番号7番について説明します。申請地は、隈谷地区で県道436号線、日南南郷線を日南方面から南下し、酒造会社を過ぎ、新小守坂トンネルの手前の左側の一帯になります。この案件は生コンクリート工場が高速道路建設予定地になったため、工場の移転が必要となった代替地ということです。当該地は地域計画の目標地図にも位置付けされておらず、排水計画も適切に計画されており、周辺への影響はないと判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
	議 長	続きまして、受付番号8番について、担当委員より報告願います。
	作 本	8番、作本です。受付番号8番について説明します。申請地は細田の上塚田地区で、広域農道を串間方面に走った市道との交差点を北に雄鈴山方面にある林道を400mぐらい行っところの杉山の中に雑木林があります。以前は果樹園であったそうですが高齢化等で放置され、山の中に雑木がある状況です。現地調査を7月23日、農林振興局、市農政課、農業委員会、立合いのもと行っています。この雑木林内が振興地域計画に入っている状況です。農村整備計画の設定に果樹園はすべて利用するということで今回のような農振地が発生したと推測します。上塚田の農業経営者が周辺の買収を頼まれて今回の問題が発生しました。周囲はすべて山林化していて、鳥獣被害等を考えると、農地への復旧は難しいと思います。造林計画書もあり、農振農用地からの除外は妥当と判断しました。ご審議のほどよろしくお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号9番、10番について、担当委員より報告願います。
	井上(英)	細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の井上です。まず受付番号9番について説明いたします。申請地は大窪小学校から串間方面に約200m行き左に曲がり、約300m行った柑橘園であります。現況は腰までの雑草が生い茂り、柑橘類の木にはカヅラが絡まっており、すでに枯れている木も多数ある状況でありました。所有者は高齢であり、体調が悪いことから今回、周辺の山林を所有している林業者に相談をされました。申請地周辺は山林で、農地に支障がある場所ではありません。除外に問題はないと思われます。ご審議よろしくお願いいたします。 続きまして受付番号10番について説明いたします。申請地は大窪、南平公民館から宿の河内方面に約800m行きますと左手、西側の雑木や雑草が生い茂る場所です。約20年、耕作をしていないとのことでした。今回、周辺で植林事業

11:04	井上(英)	を行っている林業者に相談をされました。申請地周辺は山林で、農地に支障がある場所ではありません。除外に問題はないと思われます。ご審議よろしくお願いいたします。
	議 長	ただ今の各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第6号について、同意される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第6号は原案どおり同意し、農政課にその旨、回答いたします。 次に、議案第7号、地域計画の変更に係る意見について農政課より説明をお願いします。
	農政課	資料の11ページ、議案第7号、地域計画の変更に係る意見についてご説明をさせていただきます。地域計画の変更をする場合、基盤法第19条第6項の定めに基づきまして、農業委員会等の関係者に意見を聴くこととされています。本総会にて変更の概要をご説明させていただきます。ご意見を頂戴したいと考えております。今回、中山間直接支払制度に取り組む対象農用地の追加に伴う計画変更が14計画、先ほどご説明させていただきました農振除外の受付番号7番に伴う計画変更が1計画ございます。こちらで先ほどの南委員の説明で、私の説明が悪くてですね、今回の総会で合わせて変更をして地域計画から除外するという事で整理をしておりました。私が丁寧に説明できておらず、すでに地域計画には含まれていないという風になっておりましたが今回、合わせてご審議のほど、よろしくお願いいたします。申し訳ございません。 では資料の1番のですね、中山間地域直接支払制度の対象農用地の追加に伴う変更ということでございます。令和7年度より中山間直接支払制度の第6期対策というものが5年間始まります。中山間の交付金の対象農地は、これまでの「農振農用地であること」とされていましたが、第6期対策より、そちらに加えて、「地域計画の目標地図に位置付けられていること」と要件が追加されました。合わせて地域計画の変更が完了していないと、集落に交付金が交付できないという風になっておりますので今回、変更を行って集落へ交付金の支払い等を進めていきたいという風に考えております。今回の変更内容は、資料に記載しておりますとおり、1番から14番までの14計画で合計の面積が38.1ha(154筆、45箇所)の追加となります。こちら、「箇所」とお示ししているところは、山間部で地籍調査が完了しておらず、地番と現地の農地の状況が一

	農政課	致しない農地については、地番管理ができないということで、「箇所」ということで整理をしていますので、ご了承ください。第6期対策から新たに取り組む農地の追加と、これまでも取り組んでいたのですが、目標地図に反映されていない箇所が複数ございましたので、そちらも改めて今回、整理をして追加という結果で記載のとおりの変更となります。変更内容については、各集落において話し合いの上、取り組み農地を決定していますので、地域の意見は十分に反映されているものとして認識しております。 続きまして、2番の農振除外に伴う変更でございます。農振農用地の除外や農地転用を行う際には、地域計画の目標地図に位置付けられていないことが条件ということになっております。今回は、先ほど説明しました、生コンクリート工場の建設に伴う農振除外につきましては、現在は、地域計画に位置付けておりますので今回、農振除外と合わせて地域計画の目標地図から削除をするという変更をするものでございます。 以上、合計15計画の変更ということでございまして、計画の中身で一部、耕作者が亡くなられたことによる耕作者の変更など、担い手リスクなども一部、調整しているところもございますので、ご理解の程、よろしくお願いいたします。なお、今回の変更案件につきましては、地図等をお配りしておりませんが、農政課窓口にて縦覧を行いますのでお手数おかけしますが、ご確認は窓口の方でよろしくお願いいたします。なお今後の手続きとしましては、関係機関から意見を聴取した後、2週間の公告、縦覧ということになっておりまして、市民から個別の意見を聴くという期間が設けられております。その期間満了後に計画変更ということになりますのでご了承下さい。変更が完了しましたら、前回も関係の委員さん達には、関係する計画をお配りしておりますので今回、変更した計画につきましても差し替えという形でまた改めて、変更後にお配りさせていただきます。説明につきましては以上です。よろしくお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたが、質問はございませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第7号について、策定内容が妥当であると思われる方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第7号は原案どおり同意し、農政課にその旨回答いたします。 議事が終わりましたので、その他に移ります。 事務局説明をお願いします。

11:09	議 長	以上で総会の全てを終了します。
-------	-----	-----------------

第15回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議長

平賀祐史 

署名委員

高橋悟 

山本博己 